

日々の活動



俊翔会入会のご案内 羽生田たかしの政治活動を支援するための後援会「俊翔会」へのご入会をお願いいたします。

目的：社会福祉の発展と国民生活の質的向上を目的とし、羽生田たかしの政治活動を支援するとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。
会費：年10,000円（一口）



お問合せ先：俊翔会事務局 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館319号室 TEL. 03-6550-0319 FAX. 03-6551-0319

羽生田たかしオフィシャルサイト <https://www.hanyuda-t.jp/>

羽生田たかし 検索

公式アカウント
@hanyuda_takashi



羽生田 だより

19号

自由民主党
群馬県参議院
比例区第八十二支部



羽生田たかし 群馬事務所
〒371-0022 群馬県前橋市千代田町2-10-13
TEL: 027-289-8680 FAX: 027-289-8681

羽生田たかし 国会事務所
〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1
参議院議員会館319号室
TEL: 03-6550-0319 FAX: 03-6551-0319

医師の働き方改革について

本年4月より(100人以下の事業所(医療機関)は来年4月より)政府による働き方改革によって医師以外のすべての労働者に時間外労働の上限時間が導入されました。

医師には施行まで5年という猶予が与えられており、現場の実情に合わせた対応が可能なように法改正をはじめ色々な対応をせねばなりません。

先般、政府の検討会においては1860時間という医師の時間外労働の上限時間が示されました。

私が座長を務める自民党の「医師の働き方改革PT」では、3月20日に取り纏めを行い、本来「上限時間」というものはあらゆる政策、対策を検討実行したうえで設定すべきものであるとし、3月28日に根本厚労大臣へ申し入れを行いました。またさらなる議論の継続を「医師の働き方改革実行PT」として積み上げて行くようになります。

今回、その「医師の働き方改革プロジェクトチーム」取り纏めを別紙といたしますので懸命に地域医療をお支えの皆様方のご意見を頂ければと存じます。

取りまとめに書き込んだことは、時短に有効とされるタスクシフトやタスクシェアにおいても「医療安全」が前提であります。

国民目線、患者目線は重要であり、患者にとって利便性は必要ですが、医療安全が担保されなければなりません。

国民は、国民皆保険の恩恵により日本で受けられる安い医療が当たり前になりすぎ、少しもその素晴らしさを感じなくなってしまっていることが残念であります。

取り纏めにあたり①財源確保②医療安全及び医療の質の担保の重要性③医師の健康確保と地域医療の適正な確保、この3点を改革の基本と位置付けました。

まだまだ議論がしつくされたと言える状態ではなく、これから書く事項について丁寧な議論が必要になります。この「医師の働き方」が5年後に施行になるまでの間にも、時間を短くする努力と改革は必要ですが、医療現場に混乱をきたさない、そして何より医療安全の面から患者も医療提供者も両方が幸せである改革とせねばなりません。引き続きの努力を重ねて参ります。



羽生田俊

や
さ
し
い
す
べ
て
の
人
に

介
護
・
医
療

を



全国への訪問・活動

長野県医師会



北海道医師会



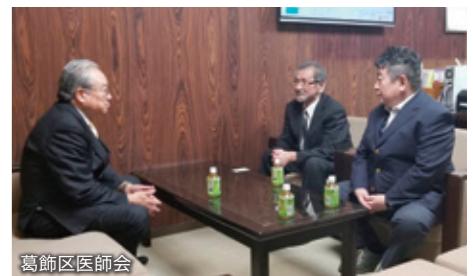
山梨県医師会



千葉県医師会



東京都医師会



神奈川県〔藤沢市医師会〕



神奈川県〔川崎市医師会〕



関東ブロック医師会



大森三師会



厚生労働部会 「医師の働き方改革に関する PT」取りまとめ

平成 31 年 3 月 20 日

自由民主党政務調査会厚生労働部会
医師の働き方改革に関する PT

本 PT は、政府による「働き方改革実行計画」を踏まえ、医師の働き方改革に
関し、本年 3 月末までに方向性を打ち出すために昨年 1 月 31 日に設置された。
各種団体等からのヒアリングを始め、厚生労働省の「医師の働き方改革に関する
検討会」の検討状況の報告を受けるとともに議論を重ねて来た。

医師の働き方改革は、①医師の健康の確保②地域医療の適正な確保という二
本の柱を基本に検討することを確認した。

昨年 12 月 18 日には、当直翌日の勤務軽減や勤務間インターバルの確保、地
域医療の確保するための医療機関への財政支援など医師の健康の確保と地域医
療の確保を両立するための対応等を求める中間提言を取りまとめ、政府に要請
を行った。この中間提言の各事項については、その後の厚生労働省の検討会にお
いても議論されるとともに、来年度政府予算においても必要な経費が盛り込ま
れているところである。

本来、医師の時間外労働の上限時間は、どのような上限時間が制度上設定され
ようとも具体的な対応を検討・実行したうえでその効果を基に時間を設定する
ことが望ましい。上限時間ありきで改革を進めるべきではなく、患者目線、医療
安全、医療の質の確保を優先し、慎重に検討したうえで設定すべきである。

この対応には①医師でなければできない業務②他の職種へ移管できる業務③
病院のシステム及び地域の制度などの見直しが必要な業務に分類し、それぞれ
の項目を丁寧に検討し対応して行くことが必要である。また時間外労働の発生
要因の一つに、国民の医療や医療保険への充分な理解、医療機関への正しいかか
り方などを啓発・教育する必要性と国民の意識改革の必要性を確認した。また働
き方改革を実行していくうえでの基本は医療安全であり、医療安全を基本に推
進されなければならない。

医師のみならず医療機関で働くすべての職員の勤務環境の改善が重要であり、
ワークライフバランスを中心とした柔軟性のある働き方を実現する。また種々
の検討事項については、必要があれば法律改正も含めて検討する。ICT の活用
は医療者の時間外勤務の改善に有用であり十分な検討をする必要がある。

また働き方改革については、勤務医だけでなく、地域医療を支える診療所の医
師など医療機関の管理者についても適切に取り組まれる必要があることに十分
留意する必要がある。

働き方改革を実行するためには相応の財源が必要であり、医療者の健康確保、
地域医療の確保、人材の確保、タスクシフト、ICT の推進、国民の意識改革等々
のための充分な財源の確保を強く要望する。またこれから約 5 年間に働き方改
革を進めて行くためには丁寧な議論が必要であり、本 PT で引き続き検討する。

引き続き検討が必要な事項

○医師の健康の確保

- ・医療安全を基盤として、医師の健康をしっかりと確保する
- ・連続勤務時間の規制と勤務間インターバルの確保
- ・健康確保措置の確実な実行
- ・研鑽・研究を妨げることのないような、医師本人の希望や働く意欲を十分考慮した柔軟性のある制度の実現
- ・医師の健康と地域医療の両立を担保できるような上限時間の設定
- ・国民への医療機関へのかかり方の啓発

○地域医療の適正な確保

- ① 医師でなければ行えない業務あるいは医師が行うべき業務
 - ・応招義務の法的解釈の明確化
 - ・研鑽や研究の扱いの整理
 - ・医療安全に配慮したタスクシェアの実行
 - ・医師でなければできない業務と移管可能な業務の整理
- ② 医師以外の医療職に業務移管、いわゆるタスクシフト、できる業務
 - ・現行法律上可能な行為の確実な実行
 - ・医療安全を前提とした業務移管の可能性の検討
 - ・医師事務の軽減の為の対応策と検証
 - ・業務移管される側の負担増への対応
- ③ それぞれの医療機関内やその地域での制度やシステムに関わる業務
 - ・過不足無き国民（患者）への診療（医療）提供体制の構築
 - ・国民（患者）から見た医療の質の向上
 - ・国民の医療機関のかかり方の啓発
 - ・複数主治医制の検討と国民の意識改革
 - ・副業・兼業の際の労働時間の取扱の整理
 - ・地域医療資源の集約化の検討
 - ・救急搬送の適正化の検討
 - ・医師の将来需給を検討しつつ適正な医師数及び医師養成数の検討と検証
 - ・医師養成システム及び専門医の適正な検討
 - ・地域枠を含めた医学部定員数及び医師数の適正数・適正配置や将来推計の検討と検証
 - ・医学の進歩・研究を阻害することのない体制の検討
 - ・女性医師及びワークライフバランスに適した支援体制の検討

○財源の確保

- ・タスクシフトとタスクシェア等を行う際の人員増加や環境整備・体制構築の為の支援
- ・A I や事務軽減に資するシステム整備導入に伴う機器や設備の支援
- ・「医師の健康の確保」「地域医療の適正な確保」「女性医師支援」に資する為の財源確保